

## IAML日本支部第39回例会報告

### 音楽図書館協議会 秋の研究セミナー報告

伊藤真理

2005年12月1日～2日（於パシフィコ横浜、日仏会館）に、IAML日本支部との共催で、音楽図書館協議会（以下、MLAJ）「秋の研究セミナー」が開催された。テーマは、『聞こう、話そう、著作権問題！「音楽図書館と著作権」～解決の道を探る』である。

セミナーの企画運営はMLAJ著作権専門委員会で、企画の意図は、特に音楽資料（楽譜、録音資料、映像資料）を日常的に取り扱わねばならない音楽図書館員が、著作権の正しい知識を身につけ、権利者と利用者との間の円満な関係を築くために、近年の法改正の動きや、著作権産業の地位向上の中でますます切実化している問題の解決を目指すというものである。そのため、講演に加えて、映像資料や楽譜の著作権問題を中心とした懇談会も開催された。

著作権問題は、音楽図書館に限らず、恒常的に意識される事項である。近年ではインターネットの普及で、特定分野に限らないが、音楽図書館では、以前から多様な国外資料しかも非図書資料の収集を行っているため、国内法だけでは対応が困難な場合も起こっており、さらに複雑化している。MLAJも、同委員会が2002年MLAJセミナー（同志社女子大学）において、音楽資料と著作権をめぐる全般的な動向について研修を実施している。

音楽図書館員の著作権に関する研修会の要望は、特に映像資料に関して、2004年9月8日付で全国国公立大学・短期大学・専門学校に宛てて日本国際映画著作権協会から送られた「学校における映画のビデオソフトの貸し出しに関するお願い」や、図書館での映像資料の無料上映に関する著作権法改正の動き（2005年11月時点で見送られた）が大きく作用している。利用者への対応のみならず、大学図書館では、日々の授業用資料の貸し出しに影響する大きな問題である。今回のセミナーでは、MLAJ構成員を鑑み、映像資料と楽譜の著作権問題が懇談会で取り上げられた。

2日目後半の懇談会に先立ち、2つの講演があった。1日目は、図書館総合展フォーラムを兼ねて、現在、九州大学附属図書館特別研究員の黒澤節男氏による「音楽図書館と著作権」と題する講演<sup>①</sup>、2日目は、ポピュラー音楽の美的研究の視点から著者性について著作権の観点を含め研究されている増田聡氏による「音楽メディアの多様化と著作権制度」の講演<sup>②</sup>である。両講演の内容については、レジュメがMLAJのウェブサイトに掲載されているので、割愛させていただく。

黒澤氏の講演は、著作権についての基本的な理解とその解釈の仕方について明瞭な解説があり、さらに授業のためのビデオ貸し出しについて、氏の意見が述べられた。著作権法の理解は、どの状況でどの条項が適用されるのかを適切に判断することにより、図書館での円滑でよりよいサービスが可能になることを再認識した。このことは、著作権委員会から文化庁への問い合わせに対する対応の解釈も含み、2日目の懇談会で引き続き議論された。映像資料の貸し出しについて、頒布権に過敏になり気味な図書館員たちへの適切なアドバイスによって証明された。

増田氏の講演は、国際的な著作権成立の流れを簡潔にまとめたもので、参加者から他ではめったに聞くことのできない興味深い講演だったという感想を多数聞いた。音楽と著作権システムに関しては、『その音楽の〈作者〉とは誰か』に詳述されている<sup>③</sup>。著作権に関連して、だれが著者なのか、作者なのかを理解することは、科学技術のおかげで多様な手法で“創造”が可能となった音楽世界で、再度検討されるべき課題である。図書館は、どのような資料や情報提供の方法が、利用者の情報ニーズに合っているのかを理解するためにも、意義深かった。

さて、最後は講演者を交えて、参加者間でのディスカッションの時間に設定されていた。ここでは、最初にMLAJ著作権専門委員の市川啓子氏より、懇談会の意図、音楽図書館での映像資料の上映・貸し出しについて、MLAJ委員会の現状での問題に対する理解と図書館業務における提言がなされた。

次に、全音楽譜出版社の田中明氏が、楽譜の複製・複製について、その動向と国内での問題点に

ついて整理された。版面権に対する理解と海外での状況が説明された。国内では2004年に楽譜コピー問題協議会(CARS)<sup>(4)</sup>が結成され、改善の動きが出てきているようである。

参加者のディスカッションでは、各機関での業務の実例が紹介され、どのように処理していくべきかについて話し合われた。

著作権についての問題は、サービス提供者である図書館のみが意識するものではなく、むしろ利用者側の他者の著作物の適正な利用についての十分な理解が不可欠である。著作権は著作者人格権を含め、さまざまな種類の権利があるため、複雑なものとなっている。しかし基本は、自分の物でないものを利用する場合は許諾を得る、ということである。どうやって利用者に著作権を理解してもらえばよいかという質問に対して、黒澤氏が、「隣の人に鉛筆を借りるとき、黙って取ったりしませんよね。それと同じです。」と説明された。今日、大学図書館も一般の利用者に開放する方向に向かっているが、懸念される事項には、利用教育を十分に受けていない一般利用者による不適切な利用である。日本音楽著作権協会JASRACの活動については、カラオケの取り締まりなどで、社会的にも知られているが、今後はCARSの働きにより、複写に関しても一般の理解がさらに深まることを期待する。図書館では、資料をどのように探すかということとともに、資料をどのように利用するかという著作権の理解を求める活動がいつそう求められていることを認識した。

#### 【注】

- (1)黒澤節男. 講演「音楽図書館と著作権」[online]  
URL: <<http://www.mlaj.gr.jp/documents/2005/kurosawa.pdf>> (cited 06-02-10)
- (2)増田聡. 講演「音楽メディアの多様化と著作権制度」[online]  
URL: <<http://www.mlaj.gr.jp/documents/2005/>> (掲載予定)
- (3)増田聡. その音楽の<作者>とは誰か: リミックス・産業・著作権. みすず書房, 2005, 第5章, 第6章.
- (4)楽譜コピー問題協議会 (CARS). [online]  
URL: <<http://www.cars-music-copyright.jp/>> (cited 06-02-11)

音楽図書館協議会主催 IAML共催&例会  
秋の研究セミナー2005. 12. 1～12. 2  
「音楽図書館と著作権」に参加して

藤堂雍子

にわかには著作権問題が脚光を浴びてきたのは、著作権を知的所有権 (WIPO) の中に組み込み、デジタル環境とひとくくりしたことに始まる。コンピュータ・プログラム保護条約化を図った1980年以降米国が主導権を行使し推進してきたデジタル社会における著作権問題は、その後、ヨーロッパ連合が準備され(1993年)、世界の経済バランス基盤の構図が新しくできていく中でさまざまな局面を通過してきた。工業規格や意匠登録と並列された著作権を取り巻くひずみをいち早く感じとったのが、EU著作権ディレクティブ(1997-)を読んだヨーロッパのライブラリアンであった(教育界でもEUディレクティブは波紋を現場に投げてきた)。IAMLの著作権委員会は、1999年ウェリントン会議で、「芸術や創作者への関心 (interest) を提唱しながら、その背後で権利をマネージメントするビジネスの利害 (interest) を考えていることに気づく」と報告し、警告を発した。EUディレクティブに向けてロビーイングを展開している音楽産業界に対抗できるのは、図書館における公正利用 (Fair Use, Fair Practice, Fair Dealing) に立ち戻ることだろう、というのが国際図書館連盟 (IFLA) 見解でもある。

筆者は、2002年にMLAJの著作権研修会で「海外の音楽図書館と著作権をめぐる動向」をテーマに報告しようとの要請を受け京都で発表し、パネラーとしても日本楽譜出版者協会の田中明氏らと並んで参加したが(同年パークレイ会議著作権委員会で、筆者はこの研修会模様を日本の事例としてレポート)、今回IAML共催とはいえ、MLAJ著作権委員会が主導し、準備一切をお任せしIAML秋の例会として、2日目だけ出席することができた。両日に渡る報告は全参加された伊藤真理氏にお任せするとして、2日目の増田聡氏の「著作権とメディアに関する年表」は、上記を復習するためにも大変参考になった。また氏がベルヌ条約と米国著作権制度の比較を解題されたことも、国際的な観点の違いを理解する上で助けられた。ラテン諸国が著作権法 (Droit d'auteur)、米国法が複写権 (copyright) と用語法が違うことが、この問題の在りようを示している。メディアや音楽産業が生き残りをかけて、複写権の制限を厳しく管理しようとしているし、著者の権利はメディアを介在するか否かで天と地ほどの差ができる。著作権法の例外、すなわち文化への寄与の部分の正当性を一層理論化していくことが、図書館に求められている。

IAMLの前著作権委員会座長が「今の著作権

は、モンスター」と辞任前後にすっかり疲れて頭を抱え込んだのも頷ける。メディアをたかが道具と嘯けない今日にあって、マスメディアの申し子ディズニーと、方や多くの場合、作品が初演されてもメディア（出版）にまでは至らない一創作者の権利、そして次代の芸術家を育成する教育機関内での研究・教材利用と、巷の乱用増幅を整理し、法制化することの難しさ、またいずれも微弱的な存在としか思えない著作権者と音楽産業が権利を巡って裁判を起し、矛盾の中から解決策を見いだすどころか敗訴すれば、存続危機に陥ったり、双方が瘦せてしまう現実もある。著作権法は本来、創造行為を尊ぶ精神を底に持ち、その取扱いを、文化・芸術のさらなる成熟・育成に繋がるものとして法令化が意図されてきた筈にもかかわらず、何処に向かっているのか、未だというより益々見えにくくなっている。

権利者団体である作曲家・作詞者団体と管理側の音楽著作権協会が楽譜コピー問題協議会(CARS)を設け、パンフレットを作成するなど、理解の普及に努めていること、海賊版複写への防止策として図書館宛に配布したと解説された日本国際映画著作権協会(MPA)文書など多様な動きがあることも、今後注意を喚起しておくべきことだろう。

一方で図書館や教育の現場にあって著作権保護期間内の楽譜を複写し、それを持って海外に講習、レッスン、コンクールを受けに出かけるような場面をもし見かけたら、直ちに心得違いを指摘するべきだろうし、日本国内法があるだけで、実施に関するガイドラインをほとんど持たない音楽分野においては、今後、音楽図書館の立場を踏まえた複写実施ガイドラインを具体化することが求められているのではないだろうか。「図書」は大学図書館連絡会等が音頭を取っているが、「録音資料」、「視聴覚資料」、また特に「楽譜」の使用実態は、一般的でないから、当事者が立案するしかなく、IAMLが準備を始めているとされるCode for fair practiceを参考に、MLAJとしてガイドラインをまとめ、図書館懇談会などに提案する方向を考えたらいかがなものだろうか？と、筆者はこの研究セミナーで発言した。そのことは、著作権問題が、個別図書館の日常のハウスキーピングのためだけでないグローバル化する現代に在って「音楽図書館」の使命を考え直す機会でもあらうと思うからで、切り取ってマニュアル化するだけで現実の変化には追いつかないかもしれない。この問題の難しいところであるが、個々の図書館や、所属機関の判断に委ねるだけでは不十分（図書館の複写サービスが不均衡）になる側面もあることを申し上げたいためでもある。

音楽著作権法や音楽産業界の有識者とライブラリアンが同じ問題を巡って一堂に会し、各々の側面から勉強する機会でもあった。実際出席者は、

MLAJ加盟館以外の企業内図書館、総合大学図書館、TV会社ライブラリー、日本現代音楽協会アーカイヴなど多様であった。準備をされたMLAJ担当者のご努力に感謝したい。

ご参考までに、いくつかの参照サイトを記す。

1. 例会概要は、MLAJ2005セミナーとして掲載されている。

<http://www.mlaj.gr.jp/news/051201.htm>

2. 音楽図書館協議会HPは《著作権トピックス》サイトを備えている。

<http://www.mlaj.gr.jp/documents/copyright/200409.htm>

3. また、同HP内《報告・論文・情報》サイトで関連文献を全文収録している。

<http://www.mlaj.gr.jp/documents/list.htm>

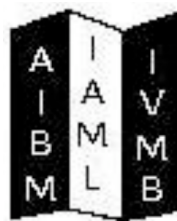
3-1 MLAJ研究セミナー(2005.12.1) 講演「音楽図書館と著作権」／黒澤節男（九州大学附属図書館特別研究員）

3-2 IAML 2001 Perigueux／藤堂雍子（桐朋学園大学図書館）MLAJ Newsletter v22 n2(105) 2001.11.30

3-3 海外の音楽図書館と著作権をめぐる動向-IAMLにおける近年の著作権問題／藤堂雍子（桐朋学園大学図書館）MLAJ Newsletter v23 n2(108) 2002.12.10

4. IAML本部著作権サイトは、以下を参照されたい。委員会構成、EU宛著作権原則声明、大会のセッションでの発表タイトル(1997～2004)、座長と発表者の抄録（1998～2003）、2004年に行ったアンケートの報告、等が掲載されている。

<http://www.iaml.info/copyright.php>



事務局だより

 IAML 2006 Göteborg 参加費用補助のお知らせ

IAML日本支部では、2006年6月にスウェーデンのヨーテボリで開催されるIAML国際会議に参加を考えておられる若手個人会員の参加費用の一部を補助します。

1. サポート対象：音楽図書館・大学図書館・公共図書館・その他音楽資料・音楽資料情報に携わっている機関（アーカイブ、ドキュメンテーション・センター等）で専門実務に携わり、IAMLの活動に関心を持っている個人会員（非常勤講師等の研究者を含む）
2. サポートの内容：会議参加費用の補助  
1人10万円(返済不要)
3. 応募期間：2006年4月末日
4. 応募条件：今までIAML国際会議へ参加したことがない個人会員
5. 選考：無作為抽選
6. 応募方法：応募用紙に記入のうえ、応募先へ郵送あるいは、メールで応募
7. 応募先

郵送

〒106-0041 東京都港区麻布台1-8-14


日本近代音楽館内

IAML日本支部事務局長 長谷川由美子

メール

yumiko@lib.kunitachi.ac.jp

郵送の場合は封筒に、メールの場合は件名に、「会議参加補助申請」と明記のこと

 受贈資料リスト

2002年から06年2月までに、下記の資料が寄贈されています。ご寄贈いただきました各位に厚く御礼申しあげます。

Generalitat de Catalunya より (敬称略)  
*Musica catalana impresa.* (2002)

岸辺成雄博士卒寿記念事業委員会より  
『卒寿記念岸辺成雄博士業績目録』 (2003)

国立国会図書館より  
『日本全国書誌2002』 (2002)

国立音楽大学より  
『日本国内の伝統楽器に関する調査報告4—中部地方』 (2001)

日本フルート協会より  
『日本フルート協会会報』 171-175、177-190 (2002-4)


北京中央音楽学院より  
『中央音楽学院学报』 (2003)

上野学園日本音楽資料室より

*Annotated Bibliography of the Major Publications of Dr. Kishibe Shigeo in Celebration of His Ninetieth Birthday.* (2003)

『日本音楽史研究』第4号 (2003)

『日本音楽史研究』第5号 (2004)

 事務局への連絡

IAML日本支部では、日本近代音楽館のご好意により、同館に事務局住所をおかせていただいておりますが、同館には事務局スタッフが常駐しておりません。郵便物などのチェックは遅れがちになってしまいますので、お急ぎの連絡は、事務局長の長谷川由美子まで直接お願いします。

 編集デスクより

春爛漫の美しい季節となりました。うららかな風に乗せて、ニューズレター第27号をお届けします。

今回は、昨年12月に音楽図書館協議会との共催で行われた例会の報告が中心です。ご報告いただきました伊藤真理、藤堂雍子両氏に感謝します。

前号から引き続いてのお知らせになりますが、6月にヨーテボリで開催されるIAML国際会議への参加費補助を希望する会員は、4月末日までの応募ですので、お早めにご検討ください。

2002年からの受贈資料をご紹介します。閲覧をご希望の方は、事務局までお問い合わせください。

(関根和江)

Newsletter—国際音楽資料情報協会日本支部  
第27号

2006年4月10日発行  
発行 国際音楽資料情報協会(IAML)日本支部  
〒106-0041 東京都港区麻布台1-8-14  
日本近代音楽館気付  
<http://www.iaml.jp>